

平成 16 年 4 月 23 日
金 融 庁

平成 14 年度政策評価結果の政策への反映状況

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政の実現が求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、14 年度実績評価書（評価対象期間：平成 14 年 7 月～15 年 6 月）及び 15 年度事業評価書（対象事業：16 年度概算要求に係る新規・拡充事業）を 15 年 8 月に公表したところですが、今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえて、どのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

目 次

1 4 年度実績評価の評価結果に基づく反映状況

1 . 安定的で活力ある金融システムの構築	
(1) 金融システムの安定化	
1 - 1 不良債権処理の着実な実施	P 1
1 - 2 金融機関の健全性確保に向けた適切な対応	P 1 0
1 - 3 決済機能のセーフティネットの整備	P 1 2
1 - 4 金融再生法と預金保険法の適切な運用	P 1 4
1 - 5 ペイオフ解禁への適切な対応	P 1 6
1 - 6 厳正で実効性のある検査の実施	P 1 7
1 - 7 保険をめぐる諸問題への適切な対応	P 1 9
(2) 金融システムの活性化...証券市場の構造改革の一層の推進	
1 - 8 市場ルール・インフラの整備	P 2 1
1 - 9 証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保	P 2 3
1 - 10 投資知識の普及・情報の提供	P 2 5
(3) 金融システムの展望	
1 - 11 「中期ビジョン」の取りまとめ	P 2 6
2 . 時代をリードする金融インフラの整備	
2 - 1 証券決済システムの改革	P 2 8
2 - 2 証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実	P 2 9
2 - 3 会計基準の整備・改善	P 3 0
2 - 4 公認会計士監査制度の整備・改善	P 3 2
3 . 利用者保護に配慮した金融ルールの整備と適切な運用	
3 - 1 金融分野における個人情報保護	P 3 4
3 - 2 預金者、保険契約者、投資者等の保護	P 3 5
4 . 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底	
4 - 1 透明・公正なルールの整備	P 3 7
4 - 2 金融行政に係る広報の充実	P 3 9
4 - 3 検査マニュアルの整備・公表	P 4 1
4 - 4 効率的で有効性の高い監督行政の実施	P 4 3
5 . 金融行政の専門性・先見性の向上と体制の整備	
5 - 1 職員に対する専門的研修の実施	P 4 5
5 - 2 行政実務に則した専門性の高い調査研究の実施	P 4 6
5 - 3 電子政府実現に向けた行政情報化の推進	P 4 8
6 . 外国金融当局との連携強化と国際的なルール策定への積極的な貢献等	
6 - 1 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化	P 5 0
6 - 2 国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献	P 5 2
6 - 3 新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化	P 5 4

1 5 年度事業評価の評価結果に基づく反映状況

1 金融知識の普及活動	P 5 6
2 マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化	P 5 7
3 行政情報化の効率的な推進	P 5 8
4 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化	P 5 9
5 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	P 6 0
6 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	P 6 1

**14年度実績評価の評価結果に
基づく反映状況**

政策 1 - 1

1. 政策名

不良債権処理の着実な実施

2. 評価結果の概要

「金融再生プログラム」に盛り込まれた措置を着実に実行し、RCC（整理回収機構）の機能の一層の活用を図るとともに、産業再生機構との連携など、企業再生に向けた取組みを一層推し進める必要があります。

- 中小・地域金融機関の不良債権問題については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を着実に実施するなかで、中小企業の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題も同時に解決していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

主要行の不良債権問題の解決に向けて、今後とも「金融再生プログラム」を着実に実施し、RCCの機能活用の推進に向けた取組みを行うとともに、産業再生機構との連携等を図ることとしました。

- 中小・地域金融機関については、引き続き「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を着実に実施すること等により、中小企業の再生と地域経済の活性化を図ることとしました。

(2) 措置状況

「金融再生プログラム」の諸措置の実施

- ・ 「金融再生プログラム」(平成14年10月)に盛り込まれた措置を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別添1のとおりです。

RCCの機能活用の推進に向けた取組み

- ・ RCCによる企業再生を推進するため、RCCが手掛ける企業再生業務の手續と基準を「RCC企業再生スキーム」として取りまとめ、当該スキームに基づいて行われる債権放棄等に関し、税務上の取扱いを明確化しました(16年3月)。

産業再生機構との連携

- ・ 産業再生機構との意思疎通及び連携を深めるために開催された「産業再生機構・金融庁連絡会」(15年5月)を踏まえ、産業再生機構が金融庁より、再生計画の検証方法に関する技術的助言を受ける場を設け、意見交換を行いました。また、金融機関に対し、産業再生機構を活用するよう文書で要請しました。

中小企業の再生と地域経済の活性化

- ・ 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(15年3月)に盛り込まれた措置を着実に推進しています。その具体的な実施状況は別添2のとおりです。
- ・ 「地域再生推進のためのプログラム」(16年2月地域再生本部決定)に基づく地域再生計画の認定を踏まえ、地方公共団体において、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、産業再生機構・RCC等関係機関を含む連絡調整組織を整備する場合、関係機関との調整を図るなどの支援をすることとしました。
- ・ また、企業再生推進のための環境整備を図るため、RCCや中小企業再生支援協議会が経営改善計画を策定支援する場合における貸出条件緩和債権のいわゆる卒業基準について、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕において、明確化することとしました。

機構・定員の要求

- ・ 「金融再生プログラム」に盛り込まれた措置を着実に実行するとともに、リレーションシップバンキングの機能強化のため、16年度に不良債権問題を担当する審議官を要求し、措置されました。

4. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、検査局総務課、監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課

「金融再生プログラム」の実施状況

平成16年4月9日現在

項目	実施状況
平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る	8.4%（14年3月期）から、8.1%（14年9月期）、7.2%（15年3月期）、6.5%（15年9月期）と、目標の達成に向け着実に減少。
1. 新しい金融システムの枠組み	
(1) 安心できる金融システムの構築	
(ア) 国民のための金融行政	
(イ) 決済機能の安定確保	「預金保険法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」を施行(15年4月1日)。
(ウ) モニタリング体制の整備	「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日)。これまでに14回開催。
(2) 中小企業貸出に対する十分な配慮	
(ア) 中小企業貸出に関する担い手の拡充	・銀行免許認可の迅速化について直ちに対応。 ・金融審議会において、信託業の担い手の拡大等を内容とする「 <u>信託業のあり方に関する中間報告書</u> 」を公表(15年7月28日)。本報告書を踏まえ、今通常国会に「 <u>信託業法案</u> 」を提出(16年3月5日)。
(イ) 中小企業再生をサポートする仕組みの整備	RCCにおいて、中小企業再生型信託スキームを創設(14年11月22日)。
(ウ) 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	平成14年度健全化計画から適用。
(エ) 中小企業の実態を反映した検査の確保	・「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」等で得た情報を活用し、中小企業の実態に応じた検査を実施。 ・検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に関する説明会等の集中的実施。 ・中小企業の実態に即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂(16年2月26日)。
(オ) 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備	
「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の創設	・金融庁(14年10月25日)・財務局等(14年11月1日)に開設。PR用チラシを地方自治体、商工会・商工会議所等に配付。
「貸し渋り・貸し剥がし検査」の実施	・「『貸し渋り・貸し剥がしホットライン』情報の受付・活用状況について」を公表(16年1月30日)。
(3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結	
(ア) 政府と日銀が一体となった支援体制の整備	
日銀特融による流動性対策	必要な場合には、直ちに対応。
預金保険法に基づく公的資金の投入	必要な場合には、直ちに対応。
検査官の常駐の派遣	「『特別支援金融機関』に対する経営監視について」を公表(15年4月4日)。
(イ) 「特別支援金融機関」における経営改革	
経営者責任の明確化	厳しく対応する方針。
適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	「管理会計上の勘定分離の仕組みの整理について」を公表(15年4月4日)。
事業計画のモニタリング	「金融問題タスクフォース」を設置(14年12月27日)。これまでに14回開催。
(ウ) 新しい公的資金制度の創設	金融審議会において、「 <u>金融機関に対する公的資金制度のあり方について</u> 」を公表(15年7月28日)。今通常国会に「 <u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律案</u> 」を提出(16年2月6日)。

項 目	実施状況
2．新しい企業再生の枠組み (1) 「特別支援」を介した企業再生 (ア) 貸出債権のオフバランス化推進 (イ) 時価の参考情報としての自己査定を活用 (ウ) D I Pファイナンスへの保証制度	的確に対応。財政的措置については、R C Cによる53条買取に係る収支状況を見極めながら検討。 預保・R C Cにおいて、「金融再生法第53条買取りに際しての時価についての考え方」を公表(14年12月20日)。 「中小企業信用保険法の一部を改正する法律」を施行(14年12月16日)。
(2) R C Cの一層の活用と企業再生 (ア) 企業再生機能の強化 (イ) 企業再生ファンド等との連携強化 (ウ) 貸出債権取引市場の創設 (エ) 証券化機能の拡充	R C Cにおいて、「R C Cの企業再生機能の強化について」を公表(14年11月22日)。 預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債権市場協議会報告書」を公表(15年3月28日)。 ・全国銀行協会において、「貸出債券市場における情報開示に関する研究会報告書」を公表(16年4月9日)。 預保・R C Cにおいて、「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え方」を公表(14年12月20日)。
(3) 企業再生のための環境整備 (ア) 企業再生に資する支援環境の整備 (イ) 過剰供給問題等への対応 (ウ) 早期事業再生ガイドラインの策定 (エ) 株式の価格変動リスクへの対処 (オ) 一層の金融緩和の期待	・産業再生・雇用対策戦略本部で関係府省に要請(14年11月12日)。 ・経済産業省において、「早期事業再生ガイドライン」を公表(15年2月26日)。 ・「産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律」を施行(15年4月9日)。
(4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み	・産業再生・雇用対策戦略本部において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定(14年12月19日)。 ・「株式会社産業再生機構法」を公布(15年4月9日)。 同機構設立(15年4月16日)。支援企業第一陣を決定(15年8月28日及び9月1日)。
3．新しい金融行政の枠組み (1) 資産査定の厳格化 (ア) 資産査定に関する基準の見直し 引当に関するD C F的手法の採用 引当金算定における期間の見直し 大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一 デット・エクィティ・スワップの時価評価	・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(D C F法)が採用されている場合の監査上の留意事項」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 ・日本公認会計士協会において、「銀行等金融機関の正常先債権及び要注意先債権の貸倒実績率又は倒産確率に基づく貸倒引当金の計上における一定期間に関する検討」を公表(15年2月25日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(15年2月25日)。 平成15年1月よりスタートする検査から適用。 取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行(14年11月11日)、日本公認会計士協会(14年11月12日)に要請。

項 目	実施状況
再建計画の厳格な検証	「再建計画検証チーム」を設置（14年12月24日）し、平成15年1月以降の検査において検証。
担保評価の厳正な検証	主要行に法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化および自行評価（子会社評価を含む）の運用の強化を要請（15年3月14日）。
(イ) 特別検査の再実施	「特別検査等の実施結果について」を公表(15年4月25日)。「特別検査フォローアップの結果について」を公表(15年11月14日)。
(ウ) 自己査定と金融庁検査の格差公表	主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(14年11月8日、15年9月9日)。
(エ) 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	事務ガイドラインの改正を公表（14年12月10日）。
(オ) 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融審議会の報告（14年12月16日）を踏まえ、一般上場企業等を対象として内閣府令を改正（15年3月31日）。主要行は平成15年3月期の有価証券報告書から実施。
(2) 自己資本の充実	
(ア) 自己資本を強化するための税制改正 引当金に関する新たな無税償却制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・関係府省に要望（14年11月7日）。 ・平成15年度与党税制改正大綱において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた（14年12月13日）。 ・平成16年度税制改正要望として関係府省に要望（15年8月29日）。
繰戻還付金制度の凍結措置解除	<ul style="list-style-type: none"> ・本要望の実現へ向け、必要な論点整理を行うため、「金融機関の自己資本充実に関する税制研究会」を開催（15年10月16日、11月12日）。 ・平成16年度与党税制改正大綱において、「金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応や関連する企業会計制度の検討とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、検討する」とされた（15年12月17日）。なお、欠損金の繰越控除の期間については、5年から7年に延長された（平成13年度発生分から適用）。
欠損金の繰越控除期間の延長検討	
(イ) 繰延税金資産に関する算入の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正な評価について主要行に要請（14年11月11日）。 ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表(15年7月28日)。 ・同ワーキングにおいて引き続き検討中。 ・繰延税金資産の情報開示の拡充について主要行に要請（15年10月31日）。
(ウ) 繰延税金資産の合理性の確認	日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)。
(エ) 債務者に対する第三者割当増資部分の検討	事務ガイドラインの改正を公表(15年2月21日)。
(オ) 銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会の「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」において、「経過報告」を公表(15年7月28日)。 ・同ワーキングにおいて引き続き検討中。
(カ) 自己資本比率に関する外部監査の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・主要行等に対して、平成15年3月期末より、自己資本比率の算定に関し、外部監査を受けることを要請(15年4月4日)。銀行法施行規則等を改正(15年4月14日)。 ・日本公認会計士協会において、業種別監査委員会報告「自己資本比率算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱いについて」を公表(15年4月15日)。

項 目	実施状況
<p>(3) ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 外部監査人の機能</p> <p>(イ) 優先株の普通株への転換</p> <p>(ウ) 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出</p> <p>(エ) 早期是正措置の厳格化</p> <p>(オ) 「早期警戒制度」の活用</p>	<p>・日本公認会計士協会に要請(14年11月12日)。 ・日本公認会計士協会において、会長通牒「主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について」を公表(15年2月25日)。</p> <p>・「公的資本増強行(主要行)に対するガバナンスの強化について」を公表(15年4月4日)。 ・「公的資本増強行(地域銀行等)に対するガバナンスの強化について」を公表(15年6月30日)。</p> <p>事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)。</p> <p>事務ガイドラインの改正を公表(14年12月10日)。</p>
<p>4. 今後の対応</p>	<p>・金融審議会において、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表(15年3月27日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表(15年3月28日)。 ・各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出(～15年8月29日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表(15年10月7日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(平成15年度上半期)について」を公表(16年1月16日)。</p>

(注) 15年7月以降に実施したのものについては、実施状況欄の該当部分を下線表示しています。

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の進捗状況

平成16年4月9日現在

項目	詳細・進捗状況
・中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化	
(1) 融資審査態勢の強化	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 「目利き研修」の集中的実施	各業界団体に要請(15年3月28日)
(3) 産学官のネットワーク構築・活用等(「産業クラスターサポート会議」の立上げ)	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関に要請(15年3月28日) 産業クラスターサポート金融会議の実施方法等について、各財務局に指示(15年4月28日)。 近畿財務局で全国初の会議開催(15年5月21日)後、15年6月12日までに全財務局において開催。
(4) ベンチャー企業育成支援のための日本政策投資銀行等との連携強化	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関に要請(15年3月28日) 中小企業支援センターと地域金融機関の連携・活用事例等を各財務局を通じ、各金融機関へ情報提供(15年4月28日)
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(1) 経営情報やビジネスマッチング情報を提供する仕組みの整備	各金融機関及び各業界団体に要請(15年3月28日)
(2) 取引先企業への支援業務にかかる銀行法等における具体的な考え方の整理・公表	事務ガイドラインを改正・公表(15年6月30日)
(3) 要注意先債権等の健全化等の取組強化及び実績の公表	各金融機関に要請(15年3月28日)
(4) 中小企業等支援スキル向上研修プログラムの実施	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 中小企業等の財務・経営管理能力の向上を支援する「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	各金融要請に要請(15年3月28日)
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消、迅速再生を図るための取組み	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成	各金融機関に要請(15年3月28日)
(3) デット・エクティ・スワップ、DIPファイナンス等の積極的活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCCの信託機能の積極的活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 産業再生機構の活用についての検討要請	各金融機関に要請(15年3月28日)
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の積極的な活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修プログラムの集中的な実施	各業界団体に要請(15年3月28日)
4. 新しい中小企業金融への取組の強化	
(1) 担保・保証に過度に依存しない融資促進のため、ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、過度な第三者保証利用の抑制	説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(15年7月29日)
(2) 金融庁に研究会を設け、担保・保証に過度に依存しない新たな中小企業金融に向けて、法制上、会計上の視点等から具体的に検討し、モデル取引事例に関する考え方を作成・公表各業界団体に対し、その具体化に向けた事務レベルの検討を要請	「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」において中小企業の財務再構築に関する基本的考え方の明示(15年7月16日)

項目	詳細・進捗状況
(3) 証券化等に対する積極的な取組み	各金融機関及び政府系金融機関等に要請 (15年3月28日)
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	各金融機関に要請(15年3月28日)
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	各金融機関に要請(15年3月28日)
(6) 個別の協同組織金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討	協同組織中央機関に要請(15年3月28日)
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化 (1) 貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備に対する監督のあり方の明示	<u>「新しい中小企業の法務に関する研究会」の報告書を踏まえ、事務ガイドラインを策定・公表(15年7月29日)</u>
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置及び四半期毎の開催	実施要領について各財務局に指示(15年5月27日)。岡山財務事務所で開催(15年6月12日)後、6月末までに全都道府県で会議立上げ後、全都道府県で12月末までに第三回を開催
(3) 相談・苦情処理機能の強化等	<u>説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドラインの策定・公表(15年7月29日)</u>
6. 進捗状況の公表 上記施策の進捗状況にかかる公表及び取りまとめ	・各金融機関及び各業界団体に要請(15年3月28日) ・15年度上半期の進捗状況を各業界団体が発表 地銀 15年12月26日 第二地銀 15年12月26日 信金 16年1月16日 信組 16年1月16日
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み	
1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化 (1) 各金融機関の資産査定の厳格化及び適切な償却・引当確保	
自己査定と金融庁検査の格差是正(適切な自己査定及び償却・引当の実施)	各金融機関に要請(15年3月28日)
担保評価の厳正な検証	各金融機関に要請(15年3月28日)
協同組織金融機関における金融再生法開示債権の保全状況の開示	各金融機関に要請(15年3月28日)
(2) 早期警戒制度に大口与信等に関する「信用リスク改善措置」の導入	事務ガイドラインを改正・公表 (15年6月30日)
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上 (1) 各金融機関の収益管理態勢の整備状況に関する重点的モニタリング	<u>業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底(15年11月18日)</u>
(2) リスクに見合う金利設定を行っていくための体制整備	・各金融機関に要請(15年3月28日) ・ <u>業務再構築ヒアリング等の内容の充実について、財務局に徹底(15年11月18日)</u>
(3) 金融機関の経営の合理化促進に向けた、事務のアウトソーシング、余剰資産の有効活用等に関する取扱いの明確化	事務ガイドラインを改正・公表 (15年6月30日)
3. ガバナンスの強化 (1) 株式非公開銀行に関する、公開銀行と同様の開示の体制整備・実施	株式非公開銀行に対し要請 (15年3月28日)
(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上	
各金融機関への半期開示の実施	各金融機関に要請(15年3月28日)
外部監査の実施対象の拡大等	<u>政令改正案パブリックコメント実施(16年2月3日~16日)</u>
総代会の機能強化に向けた取組み	各業界団体に要請(15年3月28日)

項目	詳細・進捗状況
協同組織中央機関による、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実	協同組織中央機関に要請（15年3月28日）
(3) 経営（マネジメント）の質に関するモニタリングの強化	直ちに実施。評価方法等の整備について今年度中に策定することとしている「総合的な監督指針」の一環として検討中
4. 地域貢献に関する情報開示等 (1) 各業界団体における地域貢献に関するディスクロージャーのあり方の検討・公表 上記検討結果を踏まえた各金融機関における情報開示の実施	・各業界団体に要請（15年3月28日） ・地域貢献に関するディスクロージャーのあり方について各業界団体が公表 地銀 15年7月17日 第二地銀 15年6月20日 信金 15年7月25日 信組 15年7月31日
(2) 中小・地域金融機関の利用者に対する情報提供の充実	当庁ホームページに掲載（16年4月2日）
(3) 中小・地域金融機関の利用者等の評価に関するアンケート調査	15年度にアンケート調査を実施。取りまとめ次第公表予定。
5. 法令等遵守（コンプライアンス） 不祥事事件等に関するコンプライアンス態勢について、業務改善命令等、監督上の措置の厳正な運用	厳正な運用について、各財務局に徹底
6. 地域の金融システムの安定性確保 (1) システミックリスクが発生するおそれが生じた場合の「特別支援」の枠組みを即時適用	必要な場合には、直ちに対応
(2) 協同組織中央機関における、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みの強化	協同組織中央機関に要請（15年3月28日）
(3) 公的資本増強行に対する監督上の措置等に関する運用ガイドラインの整備	「公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について」を策定・公表（15年6月30日）
7. 監督、検査体制	
(1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の策定	「 <u>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）</u> 」のパブリックコメント実施（16年4月2日）
(2) 検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の周知徹底及び改訂	・周知徹底に向けた説明会の実施等（14年8月以降） ・改訂案パブリックコメント実施（15年12月22日～16年1月21日） ・改訂（16年2月26日）
アクションプログラムの推進体制 1. 「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出、同計画の実施状況についてフォローアップの実施等	・機能強化計画の記載要領を各財務局に通知（15年6月20日）し、各金融機関に説明（6月下旬） ・機能強化計画の提出について、財務局から銀行法第24条に基づく報告徴求（15年6月下旬） ・上記報告徴求に基づき、機能強化計画の提出（15年8月末提出済） ・「 <u>リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について</u> 」公表（15年10月7日）以後、半期毎に進捗状況をフォローアップ
2. 「集中改善期間」における上記施策の進捗状況及び金融機関の取組み実績の公表	15年度上半期の進捗状況を公表（16年1月16日）
3. アクションプログラムの着実な実施に向けた金融庁における体制整備	本庁及び財務局において、16年度の機構・定員を措置

（注）15年7月以降に実施したのものについては、実施状況欄の該当部分を下線表示しています。

政策 1 - 2

1. 政策名

金融機関の健全性確保に向けた適切な対応

2. 評価結果の概要

現在の厳しい経済環境に加え、流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了もあり、金融機関の経営のより一層の健全性確保に向けて、行政面における取組みの一層の充実に努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

引き続き、金融機関の経営のより一層の健全性の確保に向けて、適時・適切な早期是正措置の発動等を行うとともに、早期健全化法に基づき公的資金による資本増強を受けた金融機関（以下、資本増強行）について経営健全化計画のフォローアップを行うこととしました。

保険会社については、早期是正措置の運用の明確化を図るとともに、早期是正措置の対象とはならない場合であっても、行政上の予防的・総合的な措置を講ずる早期警戒制度に係る規定を整備することにより、早め早めの経営改善を促すことにしました。

引き続き、銀行等の株式処分が円滑に進められるよう、議員提案により成立した「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」を適切かつ迅速に施行するための所要の措置を図ることとしました。

(2) 措置状況

早期是正措置の発動状況

- 平成 15 年 7 月から 16 年 3 月末までに、預金取扱い金融機関に対し 5 件の早期是正措置命令を発動しました。これらの金融機関は、命令に基づき、資本増強計画の提出及び実行、配当及び役員賞与の抑制等の是正措置を行い、健全性を回復しました。

資本増強行の経営健全化計画のフォローアップ

- 資本増強行に対して経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、平成 15 年 3 月期については同年 8 月に、15 年 9 月期については同年 12 月にその内容を公表しました。
- 15 年 3 月期について、当期利益が経営健全化計画対比で大幅に下振れた 15 先に対し、収益改善策を含む業務改善計画の策定・履行等を求める旨の業務改善命令を発出しました（15 年 8 月）。

(注) 資本増強行のうち、住友信託銀行及び関西さわやか銀行は16年1月に公的資金を全額処分・返済しました。また、15年9月にはみずほフィナンシャルグループが、16年3月にはみずほフィナンシャルグループ他3先が劣後債・ローンの期限前償還・任意弁済(いわゆる「コールオプション行使」)を合わせて7,150億円行いました。この結果、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額(約10.4兆円)の16年3月末の残高は約8.3兆円となっています。

- 保険会社についての早期是正措置の運用の明確化
 - ・ 15年8月に保険会社関係の事務ガイドラインを改正し、早期是正措置に係る命令を受けた保険会社のソルベンシーマージン比率改善までの期間を1年とするなどの明確化を行いました。
- 保険会社についての早期警戒制度の活用
 - ・ 保険会社関係の事務ガイドラインの改正(15年8月)において、収益性改善措置、信用リスク改善措置、安定性改善措置、資金繰り改善措置及びこれらに関する業務改善命令の発出等を内容とする早期警戒制度の規定を整備しました。

銀行等の株式保有制限に関する制度整備等

- ・ 15年7月に、株式保有制限の適用時期の2年延長や株式取得機構の機能改善(売却時拋出金の廃止等)を内容とする「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことから、その速やかな施行のため、政省令等の整備を行い、8月に公布しました。
- ・ 今後とも、銀行等が株式保有制限の達成に向け相当程度の株式処分を行うことが見込まれることから、16年度予算においても、株式取得機構の株式買取に係る資金の借入等について政府保証枠2兆円の設定を盛り込みました。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、総務課金融危機対応室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局信用課

1. 政策名

決済機能のセーフティネットの整備

2. 評価結果の概要

平成 15 年 4 月より預金保険法改正が施行されたことから、当座預金・普通預金・別段預金が 17 年 3 月末まで引き続き全額保護されることとなったことと併せ、17 年 4 月以降は決済用預金が全額保護されることについても、今後、預金者に対する周知を行っていく必要があります。

また、金融機関等からの制度に関する照会等への対応など、預金保険機構とも連携しつつ、引き続き、制度の円滑な定着を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

17 年 4 月からは全額保護される預金の範囲が変わることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、預金保険機構と連携し、同制度の周知徹底を図るための広報活動を引き続き実施することとしました。

(2) 措置状況

預金保険制度の広報活動の取組みの中で、決済用預金についても周知を行いました。

制度の周知徹底のための広報活動

- ・ ポスター、リーフレットを増刷し、商工会議所、税務署、図書館等の施設に掲示、備え付ける（15 年 12 月）とともに、地方公共団体や全国のマンション管理組合へ配布（15 年 12 月）しました。
- ・ 各市町村が開催する財政担当者研修会や各財務（支）局が開催する財務行政懇話会等において、各財務（支）局の職員が預金保険制度を随時説明しました。
- ・ 政府広報のホームページにおいて、預金保険制度の Q & A を掲載（16 年 1 月）しました。
- ・ ポスター、リーフレット増刷等広報のための経費について、16 年度予算要求を行い、予算措置（9 百万円）されました。

預金保険機構との連携

- ・ 預金保険機構が、預金保険制度について要望のあった自治会等に対して説明会を開催するとともに、地方自治体等が主催する会合において講演を行いました。
- ・ 預金保険機構が作成したパンフレット「預金保険制度の解説 制度概要及び Q & A」を上記の説明会等において資料として活用するほか、金融機関等にも配布しました。

4 . 担当部局

総務企画局信用課信用機構室

政策 1 - 4

1. 政策名

金融再生法と預金保険法の適切な運用

2. 評価結果の概要

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関の破綻処理等に関しては、これまでも迅速・円滑な営業譲渡等を行ってきましたが、預金等定額保護下では引き続き破綻処理等の一層の迅速化が必要です。

(金融危機の未然防止について)

りそなグループについては、今後、経営健全化計画の着実な履行を通じ、収益性を十分向上させていくことにより、企業価値が高められていくことが不可欠です。このため、りそなグループの経営健全化計画が着実に履行されるよう、厳正なフォローアップを行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

(金融機関の破綻処理等について)

金融機関の破綻処理等を一層迅速化するため、名寄せデータの正確性の向上や、預金保険機構等の関係機関との緊密な連携に努めることとしました。

(金融危機の未然防止について)

りそなグループの経営健全化計画の履行状況について厳正なフォローアップを行うこととしました。

我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障（金融危機）を招かないよう、預金者の保護・信用秩序の維持に万全を期していきます。

(2) 措置状況

(金融機関の破綻処理等について)

名寄せデータの正確性の向上

- ・ 名寄せに必要な預金者データの正確性について、預金保険機構と連携しつつ金融機関の検査を行い、検査の結果、名寄せの際に支障を生ずるおそれがあると指摘された点について、是正策の報告を求めるなどのフォローアップに努めました。

また、預金保険機構が平成 16 年 1 月に名寄せのための預金データに関する不備事例を取りまとめ、その結果を金融機関に還元し、自主点検を求めました。

関係機関との緊密な連携

- ・ 預金保険機構等との間で、名寄せに必要な預金者データの正確性の向上のための方策や金融機関の破綻時における初動対応について協議を行っています。
- ・ セーフティネットに万全を期するため、預金保険機構との緊密な連携の下、16年2月に、預金保険法に基づき承継銀行の設立決定を行い、同年3月に、預金保険機構の100%出資の子会社として「株式会社第二日本承継銀行」が設立されました。

(金融危機の未然防止について)

りそなグループの経営健全化計画のフォローアップ

- ・ 15年12月に、りそなグループに対して15年9月期の経営健全化計画の履行状況につき報告を求め、その内容を公表しました。

(注)りそなグループは資本増強後に選任された新経営陣の下、15年6月に公表した経営健全化計画の見直しを行い、17年3月までの集中再生期間内の新しい経営健全化計画を15年11月に策定・公表しました。

株式会社足利銀行に対する第3号措置の必要性の認定

- ・ 株式会社足利銀行については、預金保険法第102条に基づき、15年11月、金融危機対応会議の議を経て、同行に対して、同条第1項の第3号措置を講ずる必要がある旨の認定を行うと同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定(特別危機管理開始決定)を行いました。これにより、栃木県を中心とする地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを回避しました。

同年12月には、新役員の指名及び「経営に関する計画」の作成の命令を行いました。これを受けて、16年2月に足利銀行より「経営に関する計画」が策定・公表されました。

(その他)

政府保証枠の設定

- ・ 金融システムの安定に万全を期するため、16年度予算においても、預金保険機構に係る政府保証枠59兆1,500億円の設定を盛り込みました。

4. 担当部局

監督局総務課金融危機対応室

政策 1 - 5

1. 政策名

ペイオフ解禁への適切な対応

2. 評価結果の概要

平成 17 年 4 月から決済用預金の全額保護の仕組みが導入されることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、制度の認知度に関する調査結果等を参考にしながら、広報活動を引き続き適切に実施する必要があります。

このため、15 年度において、パンフレットの作成のための経費を予算措置しているほか、16 年度においても、所要の予算要求を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

17 年 4 月からは決済用預金を除き、普通預金についてもペイオフの対象となることから、今後とも、同制度に係る誤解や不知による混乱を来たさないよう、預金保険機構と連携し、同制度の周知徹底を図るための広報活動を引き続き実施することとしました。

(2) 措置状況

制度の周知徹底のための広報活動

- ・ ポスター、リーフレットを増刷し、商工会議所、税務署、図書館等の施設に掲示、備え付ける（15 年 12 月）とともに、地方公共団体や全国のマンション管理組合へ配布（15 年 12 月）しました。
- ・ 各市町村が開催する財政担当者研修会や各財務（支）局が開催する財務行政懇話会等において、各財務（支）局の職員が預金保険制度を随時説明しました。
- ・ 政府広報のホームページにおいて、預金保険制度の Q & A を掲載（16 年 1 月）しました。
- ・ ポスター、リーフレット増刷等広報のための経費について、16 年度予算要求を行い、予算措置（9 百万円）されました。

預金保険機構との連携

- ・ 預金保険機構が、預金保険制度について要望のあった自治会等に対して説明会を開催するとともに、地方自治体等が主催する会合において講演を行いました。
- ・ 預金保険機構が作成したパンフレット「預金保険制度の解説 制度概要及び Q & A」を上記の説明会等において資料として活用するほか、金融機関等にも配布しました。

4. 担当部局

総務企画局信用課信用機構室、政策課広報室

1. 政策名

厳正で実効性のある検査の実施

2. 評価結果の概要

- 金融を取り巻く時々の情勢の変化に柔軟に対応した検査を実施することにより、金融システムに対する信頼回復に寄与していく必要があり、また、利用者の保護や利便性の向上の観点から、より重点的な検証の必要があります。
- 政策金融機関、郵政公社に対する検査について、これら機関の特性を踏まえながらリスク管理態勢について、着実に検査を進めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

- 「平成 15 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」に基づき、主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進、中小企業等の経営実態に即した的確な検査の確保、利用者保護・利用者利便の向上に向けた取組み、システムリスク管理態勢の検証、政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施等を重点項目として取り組むこととしました。

実効性のある検査を確保する観点から、立入検査終了から検査結果通知までの期間（審査期間）の短縮に努めることとしました。

(2) 措置状況

主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

- ・ 通年・専担検査体制の下、上記方針を踏まえ、以下の諸施策を実施しました。
 - (ア) 15 年 9 月、金融機関の自己査定と当局検査との格差是正のため、これまで実施した当庁検査を基に、主要行の自己査定と検査結果の格差について集計ベースで公表を行いました。
 - (イ) 15 年 9 月期を対象として、主要行に対する特別検査フォローアップを実施し、大口債務者について、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分の確保を図りました（161 先）。
また、16 年 3 月期を対象とした特別検査を実施しています。
 - (ウ) 特別検査等の実施にあたり、再建計画を有する先について、「再建計画検証チーム」が当該計画の妥当性等を重点的に検証しています。
 - (エ) 複数の主要行から融資を受けている大口債務者について、各主要行に対する検査において債務者区分の統一を順次図っていくことにより、適正な債務者区分を確保しています。

- 中小企業等の経営実態に即した的確な検査の確保
 - ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂（政策４－３の３．（２）参照）

- 利用者保護・利用者利便の向上に向けた取り組み
 - ・ 15年7月に改正された預金取扱い金融機関の顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン等を踏まえ、金融機関の顧客への説明責任の履行状況及び苦情等処理態勢の整備状況等について重点的に検証を実施しました。
 - ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報を、15年7月から16年3月までに着手した検査のうち62金融機関の検査において、活用しました。

- システムリスク管理態勢の検証
 - ・ コンピュータ・システム統合を行う金融機関等に対して、14年12月に策定された「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等を活用してシステムリスク管理態勢の検証を実施しました。（15年7月から16年3月まで5機関に対してシステム統合リスク検査を実施）

- 政策金融機関・郵政公社に対する検査の実施
 - ・ 各機関の特性も踏まえ、自己査定の正確性、償却・引当の適切性、内部管理態勢の適切性について、民間金融機関に適用している「金融検査マニュアル」等を用いて検査を実施しました。（15年7月から16年3月まで3機関）

- 審査期間の短縮
 - ・ 厳格な進捗管理を行った結果、本庁が実施する一般的な検査について、審査期間を平均で大幅に短縮しました。（平均審査期間：14事務年度（14年7月から15年6月までに着手した検査）約150日間、15事務年度（15年7月から16年3月までに着手した検査）約100日間）

- 施策実施のための機構・定員要求
 - ・ システムリスク等の高度な専門性のある検査・審査業務を的確に実施するための16年度機構・定員要求を行い、措置（審査企画官1名を含む8名）されました。

4.担当部局

検査局総務課、審査課

1. 政策名

保険をめぐる諸問題への適切な対応

2. 評価結果の概要

近年の生命保険市場の成熟化や超低金利の継続など生命保険業を取り巻く環境の変化や、株価の低迷や競争の激化など損害保険業を取り巻く厳しい経営環境の継続を踏まえ、今後更なる取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

保険業をめぐる現下の諸問題への適切な対応を図るため、「保険商品の販売のあり方」、「保険会社のガバナンスのあり方」、「保険契約者保護等のあり方」といった「保険に関する主な検討課題」について、金融審議会における検討を行うこととしました。

保険契約者等の保護を図るための法改正が行われたことに伴い、関係政省令等の整備を行うこととしました。また、規制改革要望等を踏まえ、保険会社の業務運営の効率化と資産負債管理（ALM）の充実に資する措置を講じることとしました。

(2) 措置状況

金融審議会における審議

- 「保険に関する主な検討課題」については、金融審議会第二部会の下に設けられている作業部会（保険の基本問題に関するワーキング・グループ）において、平成16年1月から検討を行っています。

この中で、「保険商品の販売のあり方」のうち、「銀行等による保険販売規制の見直し」については、16年3月、金融審議会第二部会において報告が取りまとめられました。今後は、この報告を踏まえ、実務面も含めた検討を進めていくこととしました。

- 相互会社の総代会の運営について、上記の作業部会での議論も踏まえ、16年3月に事務ガイドラインの改正を行いました。

関係政省令等の整備

- 「保険業法施行令」、「保険業法施行規則」及び「事務ガイドライン」を改正し、契約条件の変更を可能とする枠組み等に関する所要の規定整備を行いました（15年8月施行）。
- 生命保険会社・損害保険会社の親子会社・兄弟会社間における役職員の兼務の容認、金利上昇時における早期是正措置の運用の明確化等に関する「事務ガイドライン」の改正を行いました（15年12月）。

4. 担当部局

総務企画局信用課保険企画室、監督局保険課

1. 政策名

市場ルール・インフラの整備

2. 評価結果の概要

証券市場の構造改革に関しては、個人投資家が投資しやすい環境が整いつつあるものの、いまだ諸外国に比べ、個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられることから、個人投資家の証券市場への参入を更に促すため、証券仲介業制度等販売チャネルを拡充するインフラ整備等をはじめ、今後とも不断に証券市場の構造改革に取り組んでいくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、これまでの取組みの有効性等を踏まえつつ、引き続き、証券市場におけるインフラ整備を進め、証券市場の構造改革を一層推進していくこととしました。

(2) 措置状況

証券取引法等の一部を改正する法律の施行

- ・ 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、証券仲介業制度等の導入に係る政令・内閣府令の改正を平成 15 年 12 月に行い、16 年 4 月に施行しました。

証券取引法等の改正

- ・ 金融審議会第一部会において、これまでの改革の成果を検証しつつ、15 年 12 月に、報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」が取りまとめられたところです。具体的には、
 - (ア) 銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務（証券仲介業務）の解禁
 - (イ) 市場監視機能・体制の強化（課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等）
 - (ウ) ディスクロージャーの合理化（目論見書の合理化等）
 - (エ) 組合型ファンド（投資事業有限責任組合等）への投資家保護範囲の拡大
 - (オ) 証券会社による顧客の注文の執行にあたり最良執行義務を導入、などが盛り込まれています。これを踏まえ、「証券取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました（16 年 3 月）。

証券市場の構造改革の推進のための体制整備等

- ・ 16年度機構・定員要求において以下の要求を行い、措置されました。
 - (ア) 公認会計士・監査審査会の体制整備（事務局の設置、定員40名）
 - (イ) 証券取引等監視委員会におけるディスクロージャー違反等犯則事件の調査体制の強化等（犯則事件の調査部門を中心に23名）
 - (ウ) 証券仲介業が導入されたことに伴う適正な業務執行確保のための監督体制整備（1名）
 - (エ) 海外取引所端末の国内設置に係る認可制度等が導入されたことに伴う海外取引所等の監督体制整備（1名）
- なお、公認会計士・監査審査会については、16年4月に発足しました。
- ・ 16年度予算においても、「証券取引法等の一部を改正する法律」施行後の規定の実施状況等に関する調査等のために必要となる経費について予算要求を行い、予算措置（14百万円）されました。
 - ・ 15年度税制改正において、証券税制の大幅な軽減・簡素化が図られたところですが、引き続き16年度改正においても、個人投資家の利便性向上の観点から公募株式投資信託に係る譲渡益課税の上場株式並み軽減、非上場株式の譲渡益に係る税率引下げ等が措置されることとなりました。

4. 担当部局

総務企画局総務課管理室、政策課、企画課調査室、市場課、市場課企業開示参事官室、監督局証券課、証券取引等監視委員会

1. 政策名

証券市場等における投資家の保護及び取引の公正性の確保

2. 評価結果の概要

クロスボーダー取引の一層の拡大やインターネットを利用した取引の増大など証券市場を取り巻く環境が日々刻々と変化する中、投資者の証券市場に対する信頼を確保することがますます重要となっており、監視委員会としては、更に、必要な人員の確保を含む監視体制の充実・強化を図り、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応し、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

証券市場を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応し、投資者の証券市場に対する信頼を確保するため、市場監視体制の充実・強化を更に図るなど取組みの充実や改善等を行い、効果的な犯則事件の調査、証券会社等に対する検査及び日常的な市場監視を実施していくこととしました。

(2) 措置状況

市場監視体制の充実・強化

- ・ 犯則事件の調査体制の強化、証券会社に対する検査体制及び日常的な市場監視体制の強化のため、新たに平成 16 年度機構・定員要求を行い、措置（23 名）されました。
- ・ 虚偽の記載のある有価証券報告書の提出等に係る犯則調査体制や証券会社に対する検査体制並びに日常的な市場監視体制を強化するため、弁護士や公認会計士、デリバティブ取引の専門家など民間専門家を積極的に採用（14 名）しました。
- ・ 証券会社に対する検査や日常的な市場監視における証券総合システムの効率的な運用を図るとともに、必要な経費として引き続き 16 年度予算要求を行い、予算措置（136 百万円）されました。

効果的な市場監視の実施

- ・ 犯則事件の調査において、インサイダー取引、大掛かりな相場操縦事案、虚偽の有価証券報告書提出等の事案について告発を行いました。
- ・ 証券会社等に対する検査においては、証券会社の自己売買部門による実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引をする行為や、いわゆる適合性の原則に違反した不適当な勧誘を行っている行為などの事案について、金融庁長官等に対し行政処分等を求める勧告を行いました。

- ・ 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について監視を行い、問題が把握された事案は担当部門に情報提供し、一層の究明を行っています。
- ・ 監視活動において法令違反行為発見の端緒となる一般からの情報は重要であることから、ポスターの掲示や政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めています。

4. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局

(総務検査課証券取引検査官室、市場分析審査室、特別調査課)

1. 政策名

投資知識の普及・情報の提供

2. 評価結果の概要

平成 15 年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」で示された証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図るため、特に、学校段階からの金融教育の推進をより充実することが必要です。従来、中学・高校生を中心に取り組んできたところですが、今後は、小学生をも対象にした啓発活動についても取り組んでいく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

国民に対する金融知識の普及・啓発をより充実させるため、金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」の内容の拡充を行うとともに、学校段階からの金融教育の推進のため、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材の開発・提供に加えて、小学生を対象としたパンフレットの作成に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

金融庁ホームページの拡充

- ・ 15 年 10 月、「金融サービス利用者コーナー」が国民からより利用されるよう、同コーナーの表示を見やすくするとともに、内容の拡充を図っています。

金融知識の普及活動

- ・ 15 年 10 月、中学・高校生向けの金融分野に関する副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を開発し、金融庁ホームページに掲載しました。
- ・ 16 年 1 月、金融庁主催による「金融経済教育を考えるシンポジウム～未来を担う世代のためにいまできること～」を都内において開催しました。
- ・ 金融広報中央委員会が主催する「金融に関する消費者教育フォーラム」などの会議に参加しています。
- ・ 小学生を対象としたパンフレットの作成、金融取引等の基礎的な知識を解説するパンフレットの作成・配付及び金融教育の実態把握などのための 16 年度予算要求を行い、措置（12 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

1. 政策名

「中期ビジョン」の取りまとめ

2. 評価結果の概要

活力があり、安定化した金融システムが確立され、その諸機能が適切に発揮され、我が国経済の活性化に資するといった観点から、「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(以下、「中期ビジョン」という。)に示された将来像に向けて引き続き各般の取組みに努めていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

「中期ビジョン」に示された将来像に向け、昨事務年度に引き続き、証券市場について幅広い投資家の参加する真に厚みのある市場とするため、証券市場の改革促進等に向けた取組みを進めるとともに、我が国金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を作るとの観点から、不良債権問題の正常化に向け、「金融再生プログラム」に示された施策に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

証券市場の改革促進等に向けた主な取組み(政策1-8参照)

- ・ 証券取引法等の一部を改正する法律の施行(証券仲介業制度等の導入等(平成16年4月))
- ・ 証券取引法等の改正(16年3月法案提出)
 - (ア) 銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務(証券仲介業務)の解禁
 - (イ) 市場監視機能・体制の強化(課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等)
- ・ 証券市場の構造改革の推進のための体制整備等(16年度)
 - (ア) 公認会計士・監査審査会設置等の体制整備
 - (イ) 公募株式投信の課税軽減等の証券税制改正

「金融再生プログラム」に示された主な施策の実施(政策1-1参照)

- ・ 中小企業の実態により即した検査を確保する観点から、検査マニュアル別冊を改訂(16年2月)
- ・ 金融機能の強化のための新たな公的資金制度の創設(「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」を国会提出(16年2月))

- ・ 平成 16 年度税制改正において、繰延税金資産に係る懸念を払拭し、金融機関の自己資本を充実させる観点から、繰延税金資産に係るいわゆる 3 点セットの税制改正を一括して実現することを要望。本要望については、与党税制改正大綱において「金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、（中略）検討する」とこととされた。なお、欠損金の繰越期間の延長については、全産業を対象に 5 年から 7 年に延長することとされた。
- ・ 中小・地域金融機関については、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、各中小・地域金融機関より「リレーションシップバンキングの機能強化計画」提出（15 年 8 月）、10 月に「概要」、1 月に「アクションプログラム進捗状況（15 年度上半期）」を公表。

4. 担当部局

総務企画局企画課調査室

政策 2 - 1

1. 政策名

証券決済システムの改革

2. 評価結果の概要

証券市場の国際競争力の維持・向上のために、その制度的基盤である株式を含めた全ての有価証券についての統一的証券決済法制の完成に向けて、法制審議会における検討結果を踏まえ、株式についてより安全で効率的な決済を可能とする観点から、現行の株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を整備すること、株券のペーパーレス化を図ることが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

法制審議会における検討結果を踏まえ、現行の株券保管振替制度に代わる新たな振替制度を整備し、株券のペーパーレス化を図るため、所要の法律案を策定する等、引き続き証券決済システムの改善に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」の策定

・ 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。(平成 16 年 3 月)

具体的な内容は以下のとおりです。

(ア) 「社債等の振替に関する法律」を改正し、現行の「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づく株券保管振替制度に代わる新たな振替制度として、社債や国債等と同様の安全で効率的な振替制度の整備を図ること

(イ) 「商法」を改正し、会社が定款で株券を発行しない旨の定めをすることができるものとするにより株券のペーパーレス化を図ること

4. 担当部局

総務企画局市場課

政策 2 - 2

1. 政策名

証券取引法に基づく企業内容等のディスクロージャーの充実

2. 評価結果の概要

企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後とも企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進する必要があります。

平成 16 年 6 月からの開示書類等の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、証券取引法関係法令等の整備を随時行っていくとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や利用者側の意見を勘案した上での利便性の向上等更なる整備・拡充を行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進するため、引き続き証券取引法施行令の改正等の法令整備を行うとともに、システム面においても、法令改正に伴う対応や更なる基盤整備の推進として、提出書類に対するチェック機能の強化等に取り組むこととしました。

(2) 措置状況

証券取引法関係法令等の整備

- ・ 16 年 6 月からの開示書類等の電子化の原則義務化を踏まえ、「証券取引法施行令」や「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正作業を進めています。

システム整備関係

- ・ 15 年 9 月の商法改正に伴う証券取引法関係法令等の改正を受け、プログラム変更等のシステム整備を行いました。
- ・ なお、16 年 6 月からの開示書類等の電子化の原則義務化をも踏まえ、更なるシステム整備・機能拡張のため、引き続き 16 年度予算要求を行った結果、金融庁のモデル事業として採択、予算措置（323 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

1. 政策名

会計基準の整備・改善

2. 評価結果の概要

企業結合会計の整備を図るとともに、国際会計基準の議論の動向への迅速・的確な対応や(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携を図り、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきか検討する必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

経済取引・企業活動の国際化等に対応し、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきかを踏まえ、

企業結合会計の整備等について、引き続き企業会計審議会において審議を行うこととしました。

国際会計基準に関して、引き続き議論の動向の把握等に着実に取り組み、迅速・的確に対応することとしました。

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会へオブザーバーとして出席し、引き続き会計基準の整備を促すこととしました。

(2) 措置状況

企業会計審議会における審議

- ・ 企業結合会計について、第一部会で引き続き審議が行われ、平成 15 年 10 月に開催された企業会計審議会総会において「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」が取りまとめられました。
- ・ 「財務諸表の保証に関する概念整理」について、16 年 3 月から第二部会で審議を開始しました。

国際会計基準への対応

- ・ 欧州連合(EU)等に対し、2005 年から EU の域内上場企業に国際会計基準等の義務づけが予定されていることに関して、金融庁としての意見を発信しました。
- ・ 「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」について、16 年 3 月から企業会計審議会企画調整部会で審議を開始しました。
- ・ 国際会計基準の動向の把握、調査分析等を行う事務を外部委託するための 16 年度予算要求を行い、予算措置(113 百万円)されました。

(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会との連携

- ・ (財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会にオブザーバーとして出席し、引き続き会計基準の整備を促したところ、同委員会において15年10月「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が取りまとめられたほか、4つの実務対応報告が取りまとめられました。
- ・ 金融庁においても、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(14年8月公表)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を受けて、「財務諸表等規則」等について所要の改正を行いました。

4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

政策 2 - 4

1. 政策名

公認会計士監査制度の整備・改善

2. 評価結果の概要

監査法人等に対する監視・監督体制の強化のための公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備並びに公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の円滑な実施に向けた、政府令の改正等の作業を速やかに行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

日本公認会計士協会の監査法人に対する「品質管理レビュー」のモニタリングを実効性あるものとするため、公認会計士・監査審査会事務局の体制を整備することとしました。

監査の適切性を確保するための公認会計士等の独立性の強化及び多様な人材にとって受験しやすい制度とすることを目的とした新試験制度の円滑な実施に向けた、政府令の改正その他所要の整備を行うこととしました。

(2) 措置状況

公認会計士・監査審査会の事務局設置等の体制整備

- ・ 公認会計士・監査審査会の事務局設置のため、平成 16 年度機構・定員要求を行い、措置（定員 40 名）されました。
- ・ 「公認会計士審査会令」及び「公認会計士・監査審査会事務局組織規則」、「金融庁組織令」及び「金融庁組織規則」を改正し、公認会計士・監査審査会の事務局設置に関する所要の整備を行いました（16 年 4 月設置）。

公認会計士等の独立性の強化及び新試験制度の実施に向けた、政府令の整備等

- ・ 「公認会計士法施行令」、「公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令」、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」、「監査法人に関する内閣府令」等の関係政令・府令を改正・制定し、以下のとおり整備しました。（15 年 12 月及び 16 年 3 月公布、16 年 4 月及び 18 年 1 月施行。）

(ア) 公認会計士等が監査証明業務の提供を禁止される利害関係者の規定に係る所要の整備

(イ) 公認会計士等が監査証明業務の提供の制限を受ける大会社等の範囲に係る整備

(ウ) 継続的監査の制限に係る所要の整備

(エ) 大会社等に対する同時提供が制限される非監査証明業務に係る所要の整備

(オ) 新試験制度における試験科目の一部免除に係る所要の整備

(カ) 監査法人の業務管理体制の整備の要件に係る所要の整備

- (キ) 品質管理レビューのモニタリングに係る所要の整備
- (ク) 日本公認会計士協会が行う研修の受講に係る所要の整備
- (ケ) 新試験制度の実施に係る所要の整備
- ・ 新試験制度の実施に向けた、公認会計士試験事務合理化のためのコンピュータ・システムの開発に関して 16 年度予算要求を行い、予算措置（153 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室

政策 3 - 1

1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

2. 評価結果の概要

金融分野における個人情報の保護の在り方については、今後、業態を問わず、個人と金融機関等との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になると考えられることから、政府全体としての「個人情報の保護に関する法律」(以下「基本法」という。)の施行に向けた検討状況を注視しつつ、引き続き検討していくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

金融分野における個人情報の保護の在り方については、基本法の全面施行(平成17年4月)に向け、「個人情報の保護に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。16年4月閣議決定。)において、各省庁は、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定等を早急に検討するとともに、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、個人情報を保護するための格別の措置を各分野(医療、金融・信用、情報通信等)ごとに早急に検討し、基本法の全面施行までに一定の結論を得ること等、とされていることから、これらについて引き続き検討を進めることとしました。

金融機関等において適切な個人情報の情報管理が行われるよう要請することとしました。

(2) 措置状況

金融分野における個人情報の保護の在り方についての検討

- ・ 16年1月に、金融審議会金融分科会特別部会を産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会と合同で開催し、議論を行いました。今後とも基本方針などの基本法の施行に向けた取組みを踏まえつつ、金融審議会金融分科会特別部会等において議論を行うなど、検討を進めていきます。

金融機関等に対する個人情報の情報管理の徹底を求める事務連絡文書の発出

- ・ 個人情報の情報管理の重要性にかんがみ、16年3月に開催されたIT関係省庁連絡会議幹事会の申し合わせ等を踏まえ、当庁所管の業界団体等に対して、個人情報の情報管理を徹底するとともに、漏洩の事実を把握した場合には、監督当局への迅速な報告がなされるよう周知徹底を求める事務連絡文書の発出を行いました。

4. 担当部局

総務企画局企画課、総務課情報管理官室

政策 3 - 2

1. 政策名

預金者、保険契約者、投資者等の保護

2. 評価結果の概要

立入検査、報告の徴求等を的確に実施し実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

引き続き、立入検査等による実態把握に基づく厳正な行政処分を行うとともに、行政処分に関する事務ガイドラインを整備することにより、預金者、保険契約者、個人投資家等の一層の保護に努めることとしました。

(2) 措置状況

厳正な行政処分の実施

- 平成 15 年 7 月から 16 年 3 月末までに、法令違反等が認められた金融機関等に対し例えば以下のような行政処分を行い経営の健全化を求めました（合計 82 件）。これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。

(ア) 本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に係る法令違反事例が多数確認される等、内部管理態勢に重大な問題が認められた預金取扱い金融機関に対し、顧客管理体制にかかる組織・運営面の抜本的な見直し等を内容とする業務改善命令を発出

(イ) 保険募集行為に関する保険業法違反が認められた保険会社に対し、業務停止命令及び違法な募集行為の再発防止に向けた保険募集管理態勢の充実・強化を図ること等を内容とする業務改善命令を発出

(ウ) 作為的相場形成等の証券取引法違反が認められた証券会社に対し、業務停止命令及び内部管理態勢の充実・強化等を内容とする業務改善命令を発出

(エ) 取立て行為や金利等に関して貸金業規制法等の違反が認められた貸金業者に対し、業務停止命令を発出

○ 行政処分に関する事務ガイドラインの整備

- 15 年 9 月に預金取扱い金融機関の口座管理に係る業務運営の適切性等を検証し、行政処分を検討する際の着眼点を明確化しました。
- いわゆる「ヤミ金融対策法」が成立したことを受け、15 年 10 月に貸金業関係の事務ガイドラインについて、取立て行為の規制に係る基準を明確化する等の大幅な改正を行いました。

4. 担当部局

監督局総務課、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、
銀行第2課金融会社室、保険課、証券課

政策 4 - 1

1. 政策名

透明・公正なルールの整備

2. 評価結果の概要

金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定され、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。

今後、金融分野における新商品・サービス創出が活発に行われることが予想されますが、法令適用事前確認手続（ノークションレター）については、引き続き適切に対応していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

今後も引き続き、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じ、迅速かつ適切な制度改革等を実施するため、金融審議会において十分かつ迅速な審議を行うことが重要であり、その機動的・効率的な運営に努めることとしました。また、法令適用事前確認手続について、引き続き、照会に対する的確な対応に努めることとしました。このほか、行政指導等の一層の透明化を図ることとしました。

(2) 措置状況

金融審議会の機動的・効率的な運営

- 金融審議会は、市場機能を中核とする金融システムに向けた施策、銀行等による保険販売規制の見直し、金融分野における個人情報の保護等について、検討事項の性格や検討の必要性に応じて臨機に各種会合を開催しました。平成 15 年 7 月以降 16 年 3 月までに、総会・金融分科会合同開催を 1 回、第一部会を 7 回、第二部会を 3 回、特別部会を 1 回開催したほか、必要に応じ、ワーキング・グループ等を活用するなど、機動的・効率的な運営に努めました。

法令適用事前確認手続の実施

- 法令適用事前確認手続については、15 年 7 月以降 16 年 3 月までに、5 件の回答を行いました。なお、照会者名並びに照会及び回答の内容を金融庁のホームページに掲載しています。また、事務手続を「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において明確化することとしました（16 年 4 月にパブリックコメント開始）。

行政指導等の一層の透明化

- ・ 行政指導等を行う際の留意点及び面談を行う際の留意点を明確化することとしました。

(注) 全業態(預金取扱い金融機関、証券会社、保険会社、金融会社等)に共通する留意点の明確化の一環として「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に規定することとし、16年4月にパブリックコメント開始。

4. 担当部局

総務企画局企画課調査室、監督局総務課

政策 4 - 2

1. 政策名

金融行政に係る広報の充実

2. 評価結果の概要

金融行政について、様々な機会・媒体を最大限活用し、適切な理解が得られるよう努める必要があります。

金融庁ホームページについて、掲載情報の充実及び利用者利便の更なる向上のための改修に努める必要があります。

また、海外への広報活動の一層の充実を図るため、英文ホームページの掲載情報の充実にも努める必要があります。

金融庁ホームページへのアクセス件数の増大を目指し、金融庁ホームページや月刊金融庁広報誌「アクセス F S A」のアドレスなどの積極的な P R に努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

金融行政について、適切な理解が得られるよう努めるため、より一層様々な機会・媒体を活用することとしました。

金融庁ホームページ(和文・英文)については、掲載情報を充実させるとともに、記事検索など利便向上のための改修を行うこととしました。

金融庁ホームページや「アクセス F S A」のアドレスの P R 等を行うこととしました。

(2) 措置状況

金融行政に関する様々な機会・媒体を活用した広報

- ・ 当庁の施策について、新たに全国各地でシンポジウム等を開催するとともに、商工会議所などの会議等の場で説明を行いました(15年10月以降随時開催)。
- ・ 政府広報のテレビ等の各種媒体の活用にあたり、平成15年7月を「証券減税 P R 強化特別月間」とするなど集中的な広報展開を行いました。
- ・ タウンミーティングについても金融庁の施策をテーマに取り上げてもらうなど当庁の広報に活用しました。
- ・ 金融庁においては各種報道発表を行っていますが、引き続き重要なもの等については、報道発表にあわせて大臣などによる記者会見や担当者によるブリーフを行うほか、必要に応じ英語によるブリーフ等を行っています。

金融庁ホームページの拡充

- ・ 15年7月以降、当庁施策に関し政府広報として放映されたテレビスポットの動画を掲載しました。
- ・ 「政策ピックアップ」の項目について、以下のように拡充しました。
 - (ア) 15年10月に、「中小企業金融特集」を追加し、16年3月の金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂に伴い、改訂内容の解説などを盛り込みました。
 - (イ) 15年12月に、「いわゆる外国為替証拠金取引について」を追加しました。
- ・ 「アクセスF S A」の項目について、「ピックアップ：中小企業金融」や「金融フロンティア」の掲載など、特集や連載記事を充実させました。
- ・ 16年3月に、「全文検索システム」に加えて、アクセスF S Aの掲載記事のみを検索できる「アクセスF S A記事検索システム」を新設しました。
- ・ 金融庁英文ホームページについて、以下のように拡充しました。
 - (ア) 16年3月に、「記事検索システム」を新設しました。
 - (イ) 16年3月に、トップページに「Notice to User」のコーナーを新設し、主要コンテンツの新規追加・更新の状況を掲載するなどにより、利用者が新たな情報を参照し易くなるよう工夫を行いました。
- ・ 今後更なるトップページ改修等のホームページ拡充のため、16年度予算要求を行い、予算措置（12百万円）されました。

金融庁ホームページや「アクセスF S A」のアドレスのPR

- ・ ホームページ等へのアクセス数の増大を図るため、政府広報で使用するテレビ等の各種媒体において、金融庁ホームページや「アクセスF S A」のアドレスを掲載するなどにより積極的なPRに努めました。

4. 担当部局

総務企画局政策課広報室

政策 4 - 3

1. 政策名

検査マニュアルの整備・公表

2. 評価結果の概要

整備されたマニュアルを適切に活用することで、各金融機関・持株会社の実態に即した的確な検査を実施し、同マニュアルの趣旨を浸透させる必要があり、また、今後とも金融の環境変化等に適切に対応して検査マニュアルの整備等を図っていく必要があります。

「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」については、その定着状況等をモニタリングし、その内容が中小企業の実態により即したものとなるよう、見直しを行う必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕については、引き続き、関係者への浸透を図るほか、アンケート結果の分析により、その定着状況や残された課題について実態把握等を行い、同別冊が中小企業の実態により即したものとなるよう改訂を行うこととしました。

前事務年度に策定した「金融持株会社に係る検査マニュアル」及び「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」については、検査において適切に活用することとしました。

(2) 措置状況

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂

- ・ マニュアル別冊の内容が中小企業等の実態により即したものとなるよう、金融機関や商工団体から幅広く意見を聴取(アンケート約4,000先、ヒアリング約250先)した上で、平成16年2月に当該マニュアル別冊を改訂しました。改訂においては、

- (ア) 金融機関が日頃の企業訪問や経営指導などの債務者との密度の高いコミュニケーションを通じ、債務者の経営実態を適切に把握しているかを、検査において検証し、その結果が良好であれば、

企業の成長性や経営者の資質等について金融機関の評価を尊重する
金融機関による中小企業の再生支援実績を引当率に反映する

- (イ) 中小企業の経営改善計画の一環として、中小企業向け融資を資本的劣後ローンに転換(DDS)している場合に、資産査定において資本とみなすことができるものとする、

(ウ) 中小企業の債務者区分の判断において、キャッシュフローなどの経営実態をきめ細かく検証する等の運用の改善・明確化を図る、等の対応を行いました。

- ・ マニュアル別冊については、改訂前より、検査官に対する研修での徹底や金融機関向けに説明会を開催するとともに、借り手である中小・零細企業等に対しても周知徹底に努めてきました。これに加えて、改訂後は、借り手を対象としたリーフレット等の作成・配布や政府広報の活用（新聞広告等）等を通じて、借り手に対する一層の周知徹底に努めています。（借り手への説明会については、15年7月から16年3月までの間に計68回開催し、延べ90団体が参加）

マニュアルの活用等

- ・ 「金融持株会社に係る検査マニュアル」については、金融持株会社の検査において、各グループとしての法令等遵守態勢及びリスク管理態勢についての検証に活用しました。（15年7月から16年3月まで9機関）
- ・ 「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」については、システム統合を伴う経営再編を行う金融機関の検査において、システム統合リスク管理態勢の検証に活用しました。（15年7月から16年3月まで5機関）

施策実施のための機構・定員要求

- ・ 検査マニュアル等の策定・改訂、中小企業融資に対するきめ細かく的確な対応及び新たな課題に対応した「検査の質の向上」のための16年度機構・定員要求を行い、措置（9名）されました。

4. 担当部局

検査局総務課

政策 4 - 4

1. 政策名

効率的で有効性の高い監督行政の実施

2. 評価結果の概要

現下の厳しい経済情勢や金融機関の業務の多様化、更には流動性預金を除く預金等全額保護の特例措置の終了といった金融環境の変化を踏まえれば、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要です。

金融機関のオフサイト・モニタリングを支えるコンピュータ・システムについては、財務会計情報とリスク情報の効果的な組み合わせ等を通じて、多様な分析ニーズに対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築していく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

預金取扱い金融機関の健全性確保の状況をより迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくため、オフサイト・モニタリングによる報告徴求項目を追加する等、その機能を拡充することとしました。

保険会社の健全性等の経営状況をより迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくため、オフサイト・モニタリングの基本的考え方を明確化することとしました。

預金取扱い金融機関に係る早期警戒制度や新B I S規制の導入等を踏まえ、オフサイト・モニタリングのためのコンピュータ・システムの再構築に着手することとし、その際、将来において分析手法の変化に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるシステムを構築することとしました。

(2) 措置状況

オフサイト・モニタリングの的確な実施

- ・ 預金取扱い金融機関に係る早期警戒制度において「信用リスク改善措置」が導入されたことに伴い、新たに大口与信先の状況報告を徴求し、大口与信の集中状況等についてヒアリングを実施しました。
- ・ 保険会社において、引き続き財務会計情報及びリスク情報に関する報告を継続的に求めるとともに、平成15年8月に事務ガイドラインの改正を行い、これらの情報を迅速かつ効率的に蓄積・分析し、分析結果の還元等を通じて保険会社の健全性確保に向けた自主的な取組みを促すという、オフサイト・モニタリングの基本的考え方を明確化しました。

預金取扱い金融機関に係るモニタリング・システムの再構築

- ・ 15年度においては、預金取扱い金融機関に係るモニタリング・システムの再構築に着手し、将来における徴求項目の追加・変更、多様な分析等に対して柔軟な機能拡張が可能となるよう、より自由度の高いシステム構造の構築等を行いました。

なお、予算面では、コンピュータ・システムの機能拡張等に関し、16年度予算要求を行い、予算措置（96百万円）されました。

4. 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局 総務課情報管理官室

政策 5 - 1

1. 政策名

職員に対する専門的研修の実施

2. 評価結果の概要

業務の必要性や研修内容に関する庁内各局からの意見等を踏まえ、既存研修の見直しや研修カリキュラムの精査を行うなどにより充実を図っていますが、今後も金融業務の高度化等に的確に対応し得るよう研修手法を検討し、効果的かつ効率的な研修実施体制の実現に向けた取り組みを行うことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

今後も金融環境の変化に的確に対応すべく、研修手法を検討するとともに、研修コ - スの新設及び整理・拡充を行うなど、引き続き効果的かつ効率的な研修の実施に努めることとしました。

(2) 措置状況

研修コ - スの新設及び整理・拡充

- ・ 平成 15 年 7 月以降、新たに政策金融機関等検査実務研修などを新設するとともに、検査関係研修や検査事務の効率化を図る観点から、金融検査実践研修と金融検査実務中等研修を整理・統合し金融検査中堅実務者研修として実施しました。
- ・ 公認会計士法の改正により、従来業務に加え、新たに「公認会計士・監査審査会」を設置し、監査法人等に対する検査等の新規業務が 16 年度より開始されることから、公認会計士等検査研修の新設等のために 16 年度予算要求を行い、予算措置（52 百万円）されました。

通信研修の導入

- ・ 業務の繁忙等から集合研修に参加できない職員に対し、研修機会の拡充を図るために、15 年度より通信研修を新しい研修手法として導入し、初年度は簿記 1 級コ - スを実施しました。

なお、通信研修の更なる充実を図るため、公認会計士資格試験コ - ス、証券アナリストコ - スなど 4 コ - スの新設のための 16 年度予算要求を行い、予算措置（2 百万円）されました。

4. 担当部局

総務企画局政策課開発研修室

政策 5 - 2

1. 政策名

行政実務に即した専門性の高い調査研究の実施

2. 評価結果の概要

研究の質を高め、その成果を庁内に還元し、職員の専門性・先見性向上を図るためには、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流を、より一層充実していくことが必要です。

銀行・保険・証券・会計など広範にわたる、より多面的・総合的な研究体制とする必要があります。

外部の学識経験者(大学教授)から招聘したセンター長の専門的知見に基づく指導を受け、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展を図っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

研究の質をより有効性のあるものへと高め、その成果を庁内に還元し、職員の専門性・先見性の向上を図る観点から、研究成果の对外公表や関係部局との相互交流の促進を行うこととしました。

研究官の定員要求などにより研究体制の拡充を更に進めることとしました。

センター長の専門的知見に基づく指導のもとで、研究活動の更なる向上、情報発信の拡充、国内外の学界との交流の進展等に向けた新たな取組みを行うこととしました。

(2) 措置状況

研究成果の对外公表

平成 15 年 7 月以降 16 年 3 月末までに、10 本の研究論文を公表しました。これらの論文は、金融庁のホームページに全文公開するとともに、ハードコピーを全国の研究機関、主要大学図書館等約 500 箇所へ配付しています。

関係部局との相互交流の促進

- 論文公表に際して、全庁職員を対象にした自由参加のワークショップを開催し、意見交換の場を設定しました。

- ・ 研究活動の一環として設けた「金融コングロマリット研究会」、「電子金融研究会」については、いずれも職員自由参加のもと活発かつ有益な議論を展開し、関係部局との交流を図りました。(研究会の設置：13年6月)
- ・ 15年10月以降設けた「『倒産関連法制の機能の検証と企業の資金調達行動への影響』研究会」、「電子決済システムリスク研究会」、「金融コングロマリット研究会(第二期)」、及び「外国金融制度研究ワークショップ」は、16年3月末までに、4研究会合計で22回の研究会を開催し、いずれも、職員自由参加とすることで、最新情報に接し議論に参画する機会を提供しました。
- ・ また、バーゼル銀行監督委員会会合への参加や法令・制度に関する専門的な助言、最新の金融実務に関する勉強会の開催などにより行政担当部局との連携を図っているほか、外部から有識者を招聘した昼休みの勉強会を15年7月以降計28回(開始以来の通算では59回)にわたり開催しました。

研究体制の拡充

- ・ 研究官(常勤)を5名、アシスタントとして専門研究員(非常勤)6名を配置する体制とすべく、16年度機構・定員及び予算要求を行い、研究官1名の定員措置と専門研究員の追加に係る予算措置(3百万円、2名分)がなされました。

研究活動の更なる向上等に向けた新たな取組み

- ・ 国内外の学界との交流を進めつつ、研究内容の更なる向上を目指す観点から、15年7月、大学等の外部研究機関とともに合同研究発表会を開催し、庁内職員も含めて議論を交わしました。
- ・ 韓国で開催された国際コンファレンスへの参加や、国内大学の金融関係講座への講師派遣を通じて、我が国の金融行政等に関する情報発信の拡充に努めました。

研究に関する指導

- ・ センターの運営に関し、外部(大学教授)から招聘したセンター長より専門的知見に基づき指導を受けるほか、学識経験者及び民間実務家の方(8名)に御意見をいただくこととし、15年10月に「アドバイザー会合(第1回)」を開催しました。

4. 担当部局

総務企画局政策課研究開発室

1. 政策名

電子政府実現に向けた行政情報化の推進

2. 評価結果の概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資することから、今後は、電子政府構築計画等に則し、電子政府の実現に向けこれまで以上の取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

電子政府の構築に向けて、国民や企業と行政との間の申請・届出等手続についてオンライン化を実施するとともに、オンライン申請受付の 365 日 24 時間化の対応を図ることとしました。また、主要業務・システムについて、情報化統括責任者(C I O)補佐官の支援・助言等のもと、平成 17 年度末のできる限り早期に、各主要業務・システムに係る最適化計画を策定することとしました。

(2) 措置状況

国民や企業と行政との間の申請・届出等手続のオンライン化の実施

- ・ 16 年 3 月に金融庁が扱う全ての申請・届出等手続 1,398 件について、オンライン化を実施し、運用を開始しました。

オンライン申請受付の 365 日 24 時間化の対応

- ・ 16 年 3 月に今まで月曜日から金曜日(祝日を除く)の 9 時 30 分から 17 時 45 分までだったオンライン申請受付時間を 365 日 24 時間受付可能となるよう措置しました。

C I O 補佐官の配置等の体制整備

- ・ 15 年 12 月に電子政府構築計画を踏まえ、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家 3 人を C I O 補佐官として採用しました。
- ・ 情報化・業務企画の推進のため、16 年度機構・定員要求を行い、措置(情報化・業務企画室の設置、増員 3 名)されました。

業務・システム最適化計画策定

- ・ 16 年初より、当庁の業務・システムの問題とその対応の方向性に関する事前調査を行ったうえで、16 年 4 月より業務・システム最適化計画の策定を開始しました。

- ・ 最適化計画の策定等の行政情報化推進に係る業務のうち、当庁の職員のみでは実現が困難なものについて、外部のコンサルティング業者から情報技術や業務分析手法等に関する専門的なアドバイスを受けるため、新たに 16 年度予算要求を行い、予算措置（21 百万円）されました。

4 . 担当部局

総務企画局総務課

政策 6 - 1

1. 政策名

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策の強化

2. 評価結果の概要

疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、質の高い情報がより多く届け出られる必要があり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後とも対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。

大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の整理・分析能力を強化する必要があるとともに捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後とも、OECD事務局内に事務局を置くマネー・ローンダリング対策に関する金融活動作業部会（FATF）等の国際会議に積極的に参加するとともに、マネー・ローンダリングに関する情報の一元的な管理等を行っているより多くの外国の担当当局（FIU）との間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

より多くの金融機関等の理解・協力を得るため、引き続き研修会や意見交換会を実施するとともに、対象となる金融機関等の範囲を拡大することとしました。

犯罪捜査等に有益な情報をより多く捜査機関等に提供するために、分析能力の強化を図る体制整備を行うとともに、引き続き捜査機関等の法執行当局との意見交換を行うこととしました。

諸外国との連携・協調及び外国FIUとの情報交換についても、引き続き取り組むこととしました。

(2) 措置状況

金融機関等向け「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会の実施

- 平成15年9月から16年1月にかけて、国内各地において、対象となる金融機関等の範囲をそれまでの銀行、信用金庫、信用組合及び証券会社から新たに労働金庫等にまで拡大して、「疑わしい取引の届出」研修会を実施しました。

- ・ 今後とも、様々な業態の金融機関向けに研修会及び意見交換会を実施することとしました。

捜査機関等法執行当局との意見交換

- ・ 関係法執行当局と随時意見交換を行いました。
- ・ 今後とも、積極的に意見交換を行うこととしました。

分析能力強化のための体制整備

- ・ 大量の疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するためのシステムの維持及び開発のため、16年度予算要求を行い、予算措置（47百万円）されました。また、整理・分析のため定員要求を行い、措置（1名）されました。

外国との連携等

- ・ 15年12月に大韓民国F I Uとの間で情報交換取極を締結しました。
- ・ 16年1月にF A T Fのワーキンググループの会議を日本にて開催し、国際的な評価基準の策定に積極的に参画しました。
- ・ 今後とも、F A T F等の国際会議に積極的に参加するとともに、外国F I Uと情報交換枠組みについての協議を継続して実施することとしました。

4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室 総務企画局企画課

1. 政策名

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献

2. 評価結果の概要

バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）において、各国の監督制度や市場の実状等を踏まえて作成された各種の監督上の基準、諸原則等は、監督水準の向上とより適切な環境整備に資するものであり、引き続き国際的な金融監督ルール策定等に積極的に貢献していくことが必要です。また、ジョイント・フォーラムにおいては、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献していくことが必要です。

世界貿易機関（WTO）においては、我が国金融機関が海外において円滑に活動できるよう、適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進するため、引き続きサービス分野の自由化交渉に積極的に貢献していくことが必要です。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

国際的な金融監督基準及び金融サービス貿易のルール策定への積極的な貢献を行うため、引き続き各フォーラム等での議論に積極的に参画していくこととしました。

(2) 措置状況

バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等における議論への積極的な参画

- ・ バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」という。）においては、各小委員会等に参画して、国際的な銀行監督ルールの策定等に積極的に貢献しました。現在、バーゼル委での議論の中心となっている自己資本比率規制の見直し作業においては、新たな規制が、銀行のリスク管理能力向上にインセンティブを与えるような枠組みになること、銀行実務にも整合的で柔軟な枠組みになること等の観点から、銀行の内部格付を利用した信用リスク計測方法のあり方等について積極的に提案を行ってきたところです。また、バーゼル委への参画を通じ、電子バンキング業務の監督、連結ベースの顧客確認、銀行のコンプライアンス機能等、銀行の健全なリスク管理に資する指針の確立にも積極的に貢献しました。
- ・ IOSCOにおいては、各小委員会等に参画して、各種原則の策定作業等に積極的に貢献しました。具体的には、米国エンロン社等の破綻を契機とする問題への対処の一環として、「信用格付機関の活動に関する原則」及び「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」の策定作業に参画しました。

その他常設委員会においても、会計・監査及び多国間開示、流通市場、証券仲介者、法務執行・情報交換、集団投資スキームの各テーマに係る調査・研究及び報告書の策定作業に積極的に貢献しました。

- ・ I A I Sにおいては、各小委員会等に参画して、「損害保険会社及び再保険会社の保険引受に係る業績及びリスクに関する情報開示基準」及び「保険会社によるストレス・テストに関する指針」の策定に積極的に貢献したほか、現在、「適切な形態の資本に関する基準」や「保険会社の投資業績及びリスクに関する情報開示基準」などの策定作業に積極的に貢献しています。

また、保険契約にかかる国際会計基準に対する保険監督当局の共通認識としての対処方針策定、国際的な再保険市場のデータ作成及びディスクロージャーの充実に係る検討作業等においても積極的に貢献しました。

- ・ ジョイント・フォーラムにおいては、全ての会合に参画し、バーゼル委、I O S C O、I A I S 及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に貢献しました。現在、議論の中心となっている信用リスク移転については、我が国を含めた各国の信用リスク移転市場の監督状況について情報交換を行い、信用リスク移転に関する中間報告書（平成 16 年 3 月）の策定に積極的に貢献しました。

W T O、経済連携協定交渉における議論への積極的な参画

- ・ W T O サービス交渉においては、各国から新ラウンド交渉に向けて初期オファーが提出される中、我が国は米国、E U、カナダ等の先進国や、アジア地域の新興市場国と積極的に金融サービスの自由化を推進するための協議を行っています。

また、W T O における多国間交渉を補完するため、我が国は各国・地域と経済連携協定交渉を行っており、この中でメキシコとの間では 16 年 3 月に実質合意に至りました。更に、地域経済の連携を深めるべく、現在、我が国はタイ、マレーシア、フィリピン及び韓国との間で、経済連携協定交渉を行っています。当庁も、金融サービス分野における交渉に主導的に参画することで、交渉相手国における金融サービスの自由化の実現に積極的に貢献しているところです。

4 . 担当部局

総務企画局国際課

1. 政策名

新興市場国の金融当局に対する技術支援及び我が国との連携強化

2. 評価結果の概要

近年のグローバル化の進展に伴う、個別国の環境の変化に応じて、アジア、太平洋州の新興市場国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に見直していくことが必要です。

我が国の厳しい経済・財政事情の中、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう努める必要があります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援を適切に行うため、当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融監督制度・金融情報システムの現状や課題を把握するための各種調査を平成 15 事務年度も実施し、必要に応じて研修や調査の内容を適切に見直すこととしました。

より効果的で効率的な技術支援の実施に向けた取組みを引き続き行うこととしました。

(2) 措置状況

当庁実施研修事業の参加者に対するアンケート調査

- ・ 15 年 11 月に本邦で実施した証券監督者セミナー、12 月に本邦で実施した証券法務執行セミナー、ラオスで実施した金融情報システムの個別問題に関する研修及び 16 年 3 月に本邦で実施したタイ・マレーシア・フィリピンを対象とした保険監督行政研修において、研修終了後、参加者に対するアンケート調査を行いました。アンケート結果については、研修プログラムの見直し等、今後行われる研修の内容を充実させるよう適切に反映していくこととしました。

新興市場国の金融監督制度・金融情報システムの現状や課題を把握するための各種調査

- ・ 16 年 1 月にスリランカにおいて金融情報システムの現状と課題に関する調査を実施し、金融機関間の決済システムの動向、金融機関間の情報システムの動向、金融機関等の安全対策、システム監査の動向等の項目につき、現地調査及び資料分析を行いました。

- ・ 15年11月から16年3月にかけてアジアの金融監督制度に関する調査を実施し、金融監督制度の実態、法制度及び規制の実態、現状の課題及び今後の動向を踏まえた具体的な支援ニーズ、等の項目につき現地調査及び資料分析を行いました。
- ・ 上記の調査結果において示された新興市場国の支援ニーズについては、各国のニーズに応じた研修の企画・立案等、引き続き今後の当庁の技術支援事業に適切に反映していくこととしました。

効果的で効率的な技術支援の実施

- ・ 我が国の厳しい経済・財政事情の中、効果的な技術支援をより効率的に実施していくとの観点から、当庁経済協力費予算の見直しを行った結果、16年度予算においては、事業経費の削減等により、15年度に比べ5.9%削減されました（予算措置額:118百万円）。

4. 担当部局

総務企画局国際課

**15年度事業評価の評価結果に
基づく反映状況**

1. 事業名

金融知識の普及活動

2. 評価結果の概要

金融ビッグバンに伴う金融分野における規制の大幅な緩和によって、金融教育の必要性と重要性が急速に高まってきています。このような状況の下、初等中等教育段階から金融取引等に関する基本的な事項を理解しておくことが重要であり、近年多発している金融取引によるトラブルの事前予防という観点からも、緊要性の高いものとなってきています。

また、個別の金融商品等の情報提供は、民間事業者や業界団体によって行われていますが、金融全般の知識の普及活動は、政府として関与していく必要があります。

金融教育を受けた児童・生徒が将来、順次社会に巣立ち、自ら主体的な判断と責任で生活設計を行える「賢い消費者」となって金融市場へ参加することが期待されます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

金融知識の普及活動を一層推進するため、必要な経費について、平成 16 年度予算要求を行うとともに、金融広報中央委員会(注)等との連携を図ることとしました。

(注)金融広報中央委員会(事務局：日本銀行情報サービス局)は、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立公正な立場から金融経済情報の提供等を行っている任意団体。

(2) 措置状況

金融知識の普及活動

- 金融知識の普及活動を一層推進していくための 16 年度予算要求を行った結果、措置(12 百万円)されました。

今後、15 年度に開発した副教材を改訂し、全国の中学・高校に配布、小学生を対象としたお金の流れなどを解説するパンフレットの作成・配布、高校 3 年生を対象とした金融取引等の基礎的な知識を解説する版下の作成(ホームページ掲載)、金融教育の実態調査などを行っていく予定です。

金融広報中央委員会等との連携

- 金融広報中央委員会が主催する「金融に関する消費者教育フォーラム」などの会議に参加しています。
- 金融広報中央委員会、金融関係団体及び行政が連携して、金融教育のスタンダードモデルの作成を行っていくこととしました。

4. 担当部局

総務企画局政策課

1. 事業名

マネー・ローンダリング及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化

2. 評価結果の概要

近時は届出件数が急激に増加するとともに、犯罪情勢も変容していることから、届出られた大量の情報を迅速かつ的確に整理・分析し、効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるためには、データベース・システムの機能強化を早急に行う必要があります。

データベース・システムの整理・分析機能の開発を続けることにより、届出件数の増加に対応しつつ、届出に含まれる情報の的確な処理を行うことが可能となります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

年々大きく増加する疑わしい取引の届出件数や日々刻々と変化する犯罪の態様に対応するため、必要な経費について、平成 16 年度予算要求を行い、特定金融情報データベースシステムの機能を段階的に開発・運用することとしました。

(2) 措置状況

特定金融情報データベース・システムの開発・運用

- ・ 16 年度予算要求を行った結果、予算措置（47 百万円）されました。
- ・ 今後とも、捜査機関等における犯罪捜査等に役立つ情報とすべく、個々の情報相互間の関連性を明らかにする機能の追加開発を行っていく予定です。

4. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室

1. 事業名

行政情報化の効率的な推進

2. 評価結果の概要

当庁の「電子政府構築計画」において、「平成 16 年度末までにシステム分析を実施する。」こと、及び「17 年度末までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。」こととしていることから、早急に実施する必要があります。

システム分析の実施により、当庁のシステムにおいて「コスト削減」及び「システム間の連携を含む各システムの利便性及び品質向上」といった効果が見込まれます。

さらに、業務・システムの最適化計画の策定といった行政情報化推進のための支援・助言を外部の専門業者から受けることにより、金融機関等の検査・監督等業務に係るシステムをより効率的・効果的にすることも見込まれます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

最適化計画策定に係るシステム分析及び行政情報化推進のための支援・助言を外部専門家から受けるため、必要な経費について、16 年度予算要求を行い、行政情報化の効率的な推進に対応することとしました。

(2) 措置状況

システム分析外部委託

- ・ システム分析外部委託に係る 16 年度予算要求を行った結果、予算措置（29 百万円）されました。

今後、規模の大きいシステムについて、システム分析（システムの業務への適合性、利用技術やコストの妥当性の評価等）を外部の専門業者に委託し、これを基に、現状の課題を明確化し、明確化された課題に対する改善方策を策定する予定です。

IT 推進支援に関するコンサルティング業務委託

- ・ IT 推進支援に関するコンサルティング業務委託に係る 16 年度予算要求を行った結果、予算措置（21 百万円）されました。

今後、情報技術や業務分析手法について専門知識を有する外部のコンサルティング業者から、情報化施策の企画立案や情報システムの調達に関する支援・助言を受ける予定です。

4. 担当部局

総務企画局総務課情報管理官室

1. 事業名

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化

2. 評価結果の概要

企業内容等の開示書類の電子化の推進は、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報へのアクセスの公平・迅速化に繋がり、ひいては証券市場の活性化にも資するものであり、今後とも積極的に推進する必要があります。

企業情報の迅速かつ簡易で安全な入手が可能になり、データ加工等の利便性が更に向上することで、投資の拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上が見込まれるほか、設備投資等の民間需要の創出等を通じ、一定の雇用創出効果も期待されます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

電子開示システムの安定稼働に向け、更なる基盤整備推進のほか、利用者の利便性・効率性の向上のため、その必要な経費について平成 16 年度予算要求を行い、企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進することとしました。

(2) 措置状況

企業内容等の開示書類の電子化推進のためのシステム整備・拡張

- ・ 16 年度予算要求を行った結果、金融庁のモデル事業として採択、予算措置(323 百万円) されました。

今後、16 年 6 月からの開示書類の電子媒体による提出の原則義務化を踏まえ、大容量ファイルでの提出等に対する受理機能の拡充等の基盤整備推進を行うほか、開示書類の印刷機能や検索機能の拡張等により、電子開示システムの利便性・効率性の更なる向上を図る予定です。

また、モデル事業として、効率的かつ効果的な推進を目指し、具体的な予算執行計画を策定の上、インターネットによる E D I N E T 情報の提供に対するアクセス件数の増加等定量的な政策目標の達成に向け、システムの整備・拡張を進めていく予定です。

4. 担当部局

総務企画局 市場課 企業開示参事官室

1. 事業名

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

2. 評価結果の概要

改正公認会計士法による新公認会計士試験は、試験体制の簡素化や試験科目の免除等により、更に多様な受験生が多数受験することが見込まれており、従来以上に、コンピュータ・システムを整備することが求められます。

新公認会計士試験は、平成 18 年 1 月から実施される予定であることから、公認会計士試験システムの構築の緊要性は極めて高く、コンピュータ・システムを構築することにより、電子申請システムとの連携による受験手続きの簡素化や合格発表の迅速化など受験者等へのサービスの向上や事務効率の改善が図られます。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

電子申請システムとの連携による受験手続きの簡素化や合格発表の迅速化など受験者等に対するサービスの向上、事務処理効率の改善や新試験制度にも対応するため、必要な経費について、16 年度予算要求を行い、コンピュータ・システムの開発を行うこととしました。

(2) 措置状況

受験者等へのサービスの向上等を図るためのシステム構築

- ・ 16 年度予算要求を行った結果、予算措置（153 百万円）されました。
今後、迅速な判定結果の算出や多角的データ分析を可能にするためのシステム構築を行い、受験者等へのサービス向上や事務処理効率の改善を図る予定です。
また、本事業により開発されるシステムについては、16 年度は、公認会計士システムの構築に向けたシステム設計を行い、17 年の公認会計士第 2 次試験から運用を開始し、18 年の新公認会計士試験から本格運用をすることを予定しています。

4. 担当部局

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室

1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

2. 評価結果の概要

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況を継続的に把握するためのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能です。

今後は、コンピュータ・システムの機能強化を行うことにより、預金取扱い金融機関に対する新B I S規制の導入など、状況の変化に対応しつつ、オフサイト・モニタリングを拡充するために必要となる情報処理が可能となります。

3. 評価結果の政策への反映状況

(1) 反映方針

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化を行うため、必要な経費について平成 16 年度予算要求を行い、金融機関等より報告を徴求する財務情報・リスク情報の種類等を追加する等のための機能拡充を行うこととしました。

(2) 措置状況

モニタリング・システムの機能強化

- ・ 16年度予算要求を行った結果、預金取扱い金融機関について予算措置(96百万円)されました。保険会社については、今後、報告徴求項目の追加によるリスク管理・分析機能の強化等、システム機能の強化を図る予定です。
- ・ 今後とも、金融機関等に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、金融機関等の経営の健全性の状況を常時把握していく予定です。

4. 担当部局

監督局 総務課監督調査室、総務課協同組織金融室、銀行第1課、銀行第2課、保険課、証券課、総務企画局 総務課情報管理官室